

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南小国町長 高橋 周二

市町村名 (市町村コード)	南小国町 (43423)
地域名 (地域内農業集落名)	南小国町 (志賀瀬、志津、立岩、扇、星和、吉原、小田、黒川、田ノ原、波居原、田中、矢津田、馬場、黄川、和田、米山、地蔵原、滝下、樋ノ口、湯田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年9月29日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・赤馬場地域(田中、矢津田、馬場、黄川) 兼業農家が大半で、農機具がある間は農業をするという農家が大半で、将来的には農地・農業に展望が持てない状況となっている。耕作者が主体となって行っている水路、農道、畦畔等の管理にどのように取組むか検討する必要がある。また、地域内に中心となる経営体が少なく、主に集落内の個々の農業者が耕作をしている。耕作できなくなった場合、あるいは離農した場合に、どのようにするか集落全体で考える必要がある。 ・中原地域(和田、米山、地蔵原、滝下、樋ノ口、湯田) 自己管理希望者の農地と預託希望農地が混在しており、効率的な経営を求める担い手の阻害要因となっている。また、獣害が多く、営農意欲が減退している。若手農家も減少していることから、離農した農家の受け皿がなく、荒廃化がより深刻になっていくことが予想される。 ・満願寺地域(志賀瀬、志津、立岩、扇、星和、吉原、小田、黒川、田ノ原、波居原) 高齢化などにより離農が進み耕作放棄地の増加が懸念されている。今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、75才以上で後継者がいない・不明・未回答・後継者はいるが規模縮小や離農したい農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の担い手の確保が必要である。また、自己管理希望農地と預託希望農地が混在しており、効率的な経営を求める担い手の阻害要因となっている。 ・原野(採草放牧地・草地) 各牧野組合で放牧、野焼きを行っているが、人手不足、構成員の高齢化等が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

田については、比較的平坦であり、集団性もある地区は、将来的に農用地として確保する。その他の地区に散在する田についても、地域の土地条件より見て、田として利用できる農地については極力確保することとするが、棚田、追田等の極めて生産性の低い所は山林等他用途の用に供する。畑については、団地的に集約された地区はほとんど無く、集落間に散在しているに過ぎず、他用途に供すべき土地として確保している。原野については、採草放牧地として利用できる場所は、農用地として確保し、農道等の整備を行い低利用原野の草地造成改良を推進し、飼料作物の確保を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2,517 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2,517 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・赤馬場地域(田中、矢津田、馬場、黄川)
現状では中心となる経営体が少ないため、地域の農家を中心に話し合いながら農地を守っている。今後、離農や規模縮小する農家の農地を借受ける場合は、担い手間で協議し、効率的な経営が図れるように集約化に努める。また、地域農業の継続を図るため、新規就農者の確保・育成を目指す。
- ・中原地域(和田、米山、地蔵原、滝下、樋ノ口、湯田)
基本的に地域の農地は中心経営体等への集約を目指す。新規就農希望者等の相談があった際には、積極的に受け入れを行い、集落で支援・協力を行う。集落座談会や他事業の地域内の集まりの際には、今後の農地利用について話し合いを行う。集落での話し合いの結果、営農組織や法人なども視野に農地集積、集約化についても検討する。
- ・満願寺地域(志賀瀬、志津、立岩、扇、星和、吉原、小田、黒川、田ノ原、波居原)
地区として農地を守っていくためには、近隣も含めた地域で中心となる経営体を確保し、将来にわたって農地の有効活用を図っていく。そのために、農地の集約化等について担い手及び地域代表者等で定期的な協議を重ねる。また、地域農業の継続を図るため、新規就農者の確保・育成を目指す。
中心となる経営体は今後、離農や規模縮小する農家の農地を借受ける場合は、集落全体で担い手と協議し、効率的な経営が図れるように集約化にも努める。また、農業者で耕作に余裕のある者は農地を借受け、農業を請け負う。
- ・原野(採草放牧地、草地)
国・県補助金や公益財団法人阿蘇グリーンストックが行っている自然保全事業等を活用しながら、牧野の維持・管理に努める。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
地域の中心となる経営体(担い手)に農地集積、集約化を図る。また、集落の話し合いを強化することで、粗放的利用区域の選択や粗放的利用区域の活用方法についても検証、実施が見込まれる。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
関係機関と連携し、農地中間管理事業の活用による農地集積を推進する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
-
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者をはじめとした、地元出身者やその親族及びその他、外部からの人材を受け入れ、地域での育成に取り組む。また、阿蘇地域で行っている農業師匠制度も活用し、担い手の確保に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化、遊休農地の発生防止を図るため、関係機関と連携し、農作業受託の活用について検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①町有害鳥獣対策補助金等を活用しつつ、町内の有害鳥獣対策に努める。
- ③スマート農業等を導入し、農作業の負担軽減や効率的な農業経営を図る。
- ⑦中山間地域等直接支払交付金等を活用し、農用地や水路、原野の適切な維持管理に努める。